

税

農業所得の 収支計算にひつくる (2003)

～ 間違いの多い
必要経費について ～

【減価償却費】

自動車や建物など日常生活と農業の両方に使用されている場合は、農業に使用されている割合で計算します。例えば自動車を日常生活に5割、農業用に5割使用したとすると、計算した経費の半分が必要経費になります。割合の算出は使用時間や走行距離、建物の場合では使用面積などをもとにして計算します。

また、10万円以上20万円未満で購入した農具などに関しては、決められた耐用年数での償却とは別に、3分の1ずつ3年間に分けて経費とすることもできます。(どちらかを選択することができます)
※ 青色申告の方は、一部償却方法が異なる場合があります。

【農具費】

使用可能期間が1年未満又は取得価格が10万円未満の農

具などについては、減価償却の対象とはならず、全額を「農具費」として経費計上します。

【租税公課】

固定資産税は農業用の建物、田畑に係る部分のみの税額が経費として認められます。また、自動車税は、減価償却費と同様に、農業用としての使用割合により年税額的全額又は一部を経費にすることができ

【動力光熱費】

電気料、水道使用料やガolin、灯油などの燃料費も家用と農業用の両方に使用されている場合は、農業用としての使用割合により経費計上します。給油の際には、領収書を捨てることなく大切に保管しておきます。

以上のように、各必要経費が農業用・家事用のいずれにも関係する場合は、農業用に関する部分を合理的に見積もり、その額のみを経費とすることとなります。

なお、分からない点がありましたら、お問い合わせください。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

国民健康保険税

2割軽減申請書の 提出はお済みですか

申請書の提出期限は 10月31日(火)です。

この2割軽減申請書は国保加入者の所得により、該当世帯にのみ送付しています。

2割軽減の対象は前年の総所得金額が33万円+(被保険者数(世帯主を含む)×35万円)以下の世帯で、5割、7割軽減の対象世帯を除いた世帯です。

軽減されるのは、国保税の均等割額と平等割額についてです。

2割軽減を受けるためには申請書の提出が必要です。期限を過ぎると軽減を受けることができません。早めに申請してください。

問い合わせ

役場税務課町民税係

☎ 985-4110

10月の納税

町 県 民 税 第3期
国民健康保険税 第4期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 10月25日(水)
農 協 10月27日(金)

※納税は便利な口座振替で
～ 税金で 広がる笑顔 明るい社会 ～

介 護

社会福祉法人による利用者負担軽減制度について

低所得で生計が困難な方は、一定の要件を満たす場合、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人により利用者負担が軽減される場合があります。その適用を受けるのは、社会福祉法人が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスです。

1 対象者の要件

- ① 本人及び世帯全員が町民税非課税であること。
- ② 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一

人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

③ 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

⑤ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと。

⑥ 介護保険料を滞納していないこと。

2 減額割合

4分の1(老齢福祉年金受給者の方は2分の1)

※ サービスを受けるときに「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を提示すると、対象となる費用が減額され、自己負担が4分の3(老齢福祉年金受給者の方は2分の1)になります。

※ 平成17年度税制改正の影響を受けた方は、年間収入要件が190万円(減額割合が8分の1)になる場合がありますのでお問い合わせください。

問い合わせ

役場介護保険課介護保険係

☎ 985-4115